

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

- (2) 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正
に向けたパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部
改正について

資料2 パブリックコメント案内文

令和6年10月31日

健康福祉局

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正
にむけたパブリックコメントの実施について

1 概要

○ 公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法に基づき、市長の許可を受ける必要があり、また営業者は公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があるため、市はこれらの措置に必要な基準を「川崎市公衆浴場法施行条例」で定めています。今回、川崎市公衆浴場法施行条例で定める基準の一部を見直し、条例改正を行います。

○ 旅館業施設の基準を定めている「川崎市旅館業法施行条例」には、施設における入浴設備の基準が含まれており、川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、同様の改正を行います。また、入浴設備以外の内容についても、旅館業に係る課題を精査し、必要な改正を行います。

2 川崎市の営業許可施設

表1 公衆浴場許可施設の種別と施設数

単位：施設

一般公衆浴場（銭湯）		30
その他の公衆浴場	保養・休養（いこいの家、日帰り温泉等）	40
	スポーツ施設（フィットネスクラブ、スポーツセンター等）	30
	蒸気・熱気（サウナ等）	3
	個室	76
上記以外（酵素風呂、エステティックサロン等）		13
計		192

表2 旅館業許可施設の種別と施設数

単位：施設

旅館・ホテル営業	60
簡易宿所営業（客室を（※）多数人で共用する宿泊施設）	53
下宿営業（一月以上の期間宿泊する施設）	3
計	116

（※）「多数人で共用する」とは、他人同士が同じ客室に宿泊することをいう。

令和6年9月末時点

3 改正目的

1. 利用者の安全確保

『サウナ』は、公衆浴場法における公衆浴場の一種であり、また旅館業施設にも設置されることがあり、その特性から利用者の安全の確保が重要になります。そのため、国の技術的助言である「公衆浴場における衛生管理要領等について」には、サウナ室内への温度計や非常用ブザーの設置等が規定されています。本市においては、これまで、これらの安全措置をとることについて、当該要領に基づき営業者等へ行政指導を行ってきました。しかし、要領に基づく行政指導は営業者による自主的な改善を促すものであることから、**利用者の安全に係る項目を条例に追加する改正を行い、利用者の安全の確保をより確実なものとしします。**

2. 営業形態の多様化に対する対応等

昨今の新しい営業形態の出現や、市民ニーズの多様化等の、社会情勢の変化への対応が難しい状況がありました。そこで、条例を改正し一部緩和規定を設ける等の対応を行うことで、公衆浴場法及び旅館業法の目的である**施設の衛生と風紀、利用者の安全を確保しながら、現行条例における課題を解決します。**

4 主な改正内容

1. 川崎市公衆浴場法施行条例

(1) サウナ利用者の安全確保のための基準の追加

- ア サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- イ 入浴者の安全のため、サウナ室内に非常用ブザーや温度計を設置すること。 等

(2) 露天風呂を設ける場合の基準の追加

- ア 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
- イ 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。 等

(3) 構造設備の基準の緩和

営業形態その他の特別な理由により、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、次の基準を緩和できるようにする。

- ア 浴室及びサウナ室の男女の区分及び外部から内部が見通せない構造
- イ サウナ室の排水構造
- ウ 男女別の便所の設置

【公衆浴場法における国の動向】

厚生労働省から令和6年4月5日付けで発出された通知により「サウナ営業について、都道府県等が条例で定める許可基準の運用にあたっては、地域の実情や個別の利用目的、利用形態等を踏まえ、柔軟に判断するよう」示されました。



テントサウナ（新しい営業形態例）

2. 川崎市旅館業法施行条例

(1) 入浴設備について

川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、必要な規定の見直し（上記1.（1）及び（3）のアイ）を行う。

(2) 旅館・ホテルにおける共同用便所について

男子用、女子用の別に分けるための規定を追加する。

(3) 簡易宿所における客室面積について

施設の衛生の確保と、宿泊者の快適性の向上の観点から、宿泊者1名あたりに必要な面積を拡張する。

- ア 1客室の宿泊定員数を「一人あたり1.65㎡以上」から「一人あたり3.3㎡以上」に変更する。
- イ 宿泊定員数を変更することによって、1客室の最低床面積の規定（4.95㎡以上）が不要となるため廃止する。

5 経過措置

○ 構造設備の基準の改正については、現行の許可業者について経過措置を設けます。

6 今後の予定

- 令和6年11月11日～12月11日 パブリックコメントを実施
- 令和7年2月 パブリックコメント結果公表及び議案提出
- 令和7年7月1日 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の改正条例施行

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正について

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例を改正するにあたり、次のとおり、パブリックコメントを実施します。

1. 意見の募集期間

11月11日（月）～12月11日（水）

※郵送の場合は当日の消印まで有効です。

※持参の場合は12月11日（水）の17時15分までにお越しください。

2. 資料の閲覧場所

- （1）川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- （2）健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（川崎市役所13階）
- （3）情報プラザ（川崎市役所 復元棟 2階）
- （4）各区役所（市政資料コーナー、衛生課）

3. 意見の提出方法

氏名、住所、電話番号、政策等の題名を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール（フォーム）

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

（2）郵送

〒210-8577 川崎区宮本町1番地

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

（3）持参

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（川崎区宮本町1番地 市役所13階）

（4）ファックス

FAX 番号 044-200-3927（健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当）

4. 注意事項

- （1）電話や来庁による口頭での御意見は受け付けません。
- （2）御意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、市の考え方を整理・要約した資料を市ホームページなどで公表します。

5. 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

TEL : 200-2448 (8 時 30 分～12 時、13 時～17 時、土日祝日を除く)

Fax : 200-3927